

5環活第309号
令和5年11月20日

三重県知事 一見 勝之 殿

愛知県知事 大村 秀章



木曾岬干拓地整備事業（第2期）環境影響評価準備書についての愛知
県知事意見について（通知）

このことについて、三重県環境影響評価条例（平成10年三重県条例第49号）第55
条の規定による貴県知事との協議結果に基づく環境保全の見地からの意見は別添1の
とおりです。

なお、環境の保全の見地からの弥富市長の意見は、別添2のとおりです。

担 当 環境局環境政策部環境活動推進課
環境影響評価グループ
内 線 052-954-6211（ダイヤルイン）

木曾岬干拓地整備事業（第2期）環境影響評価準備書についての愛知県知事意見

事業者は、以下の事項について十分に検討し、その結果を環境影響評価書（以下「評価書」という。）に記載するとともに、評価書に記載される内容に従って環境保全に万全を期する必要がある。

1 全般的事項

- (1) 事業の実施に当たっては、環境影響評価準備書に記載されている環境保全の方針及び環境保全措置を確実に実施することはもとより、環境保全対策に関する最善の利用可能技術を導入するなど、より一層の環境影響の低減に努めること。
- (2) 環境への影響に関して新たな事実が判明した場合等においては、必要に応じて適切な措置を講ずること。

2 大気質

事業の実施に当たっては、大気環境への影響を低減するため、排出ガス対策型の建設機械の採用、散水等の環境保全措置を徹底すること。

3 動物、生態系

チュウヒ及びオオタカについては、地域の状況に精通した専門家等の助言、「チュウヒ保護の進め方（平成28年6月、環境省自然環境局野生生物課）」及び「猛禽類保護の進め方（改訂版）－特にイヌワシ、クマタカ、オオタカについて－（平成24年12月、環境省自然環境局野生生物課）」を踏まえ、適切に環境保全措置を実施するとともに、できる限り影響が小さい手法により事後調査を行うこと。

4 その他

- (1) 評価書の作成に当たっては、住民等の意見に配慮するとともに、わかりやすい図書となるよう努めること。
- (2) 事業の実施に当たっては、今後とも積極的な情報発信を行うとともに、住民等からの環境に関する要望等に適切に対応すること。

写

別添2

5 弥環第 79 号

令和 5 年10月16日

愛知県知事 大村 秀章 殿

弥富市長 安藤 正明



木曾岬干拓地整備事業（第2期）環境影響評価準備書に対する
意見について（回答）

令和 5 年10月 5 日付け 5 環活第271号にて照会のありましたことについて、
環境の保全の見地からの意見は下記のとおりです。

記

- 1 工事関係車両の運行にあたっては、騒音、振動及び排ガスなど沿道の生活環境への負荷の軽減に配慮するとともに、交通渋滞、通行障害の原因とならないルート設定に努めること。
- 2 建設発生土を受け入れた際には、定期的な散水を行うなど土の飛散防止に努めること。
- 3 住民等から寄せられた意見に対して、十分な検討を行い適切な対応をとること

担 当 市民生活部環境課環境保全グループ

電 話 0567-65-1111

内 線 234

